Report 01

青森・岩手県境不法投棄事案に対する青森県の取組み

前 青森県環境生活部 県境再生対策室長　山田俊行 YAMADA Toshiyuki

経緯及び現状

平成11年11月に青森・岩手両県警合同の強制捜査により発覚した本件不法投棄事案については、平成12年度に汚染実態調査に着手して以来約12年が経過し、本県の原状回復対策は着実な成果を挙げてきている。この経緯と現状の概要を紹介する。

（図1 不法投棄現場位置図）

1. 不法投棄現場・周辺環境の調査

①平成12年度～平成13年度

不法投棄現場の汚染実態調査

高密度電気探査（原因者法人が実施）、ボーリング調査、溶出調査等

②平成13年度～

不法投棄現場・周辺環境の水質モニタリング調査

③平成14年度

不法投棄現場・浸出水処理施設建設予定地の地盤調査

〔以上の対策による主な成果〕

- 不法投棄廃棄物は、堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF様物が主体である。
- 不法投棄された面積は11ha、推定不法投棄物量は約67万m³（約67万t）である。
- 不法投棄現場全体が、揮発性有機化合物（VOC）によって汚染されている。
- 周辺環境の水質は、概ね環境基準を満たしている。
- 不法投棄現場の地盤は、難透水性の凝灰角礫岩で底面遮水層として利用可能である。

2. 汚染拡散防止対策の実施

①平成15年度～平成17年度

仮設浄化プラントの設置・稼働・撤去

浸出水処理施設設置までの緊急的対策として、仮設浄化プラント（凝集沈殿処理＋砂ろ過、処理量400m³/日）を設置し、不法投棄現場内の表流水を処理

②平成17年度～

表面遮水シートの敷設

雨水を廃棄物及び廃棄物からの浸出水から分離し、自然環境へ放流

③平成17年度～

浸出水処理施設（浸出水貯留池（V=12,300m³）、防災

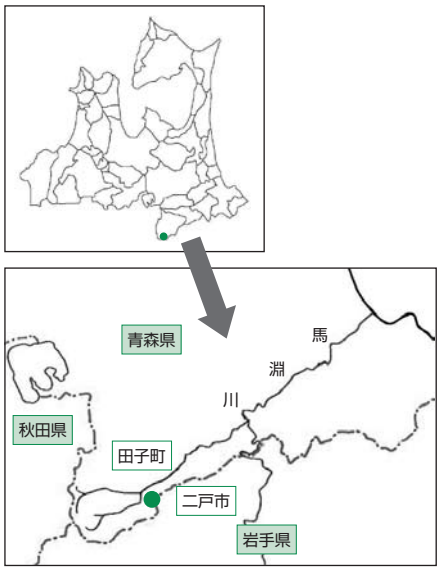


図1 不法投棄現場位置図

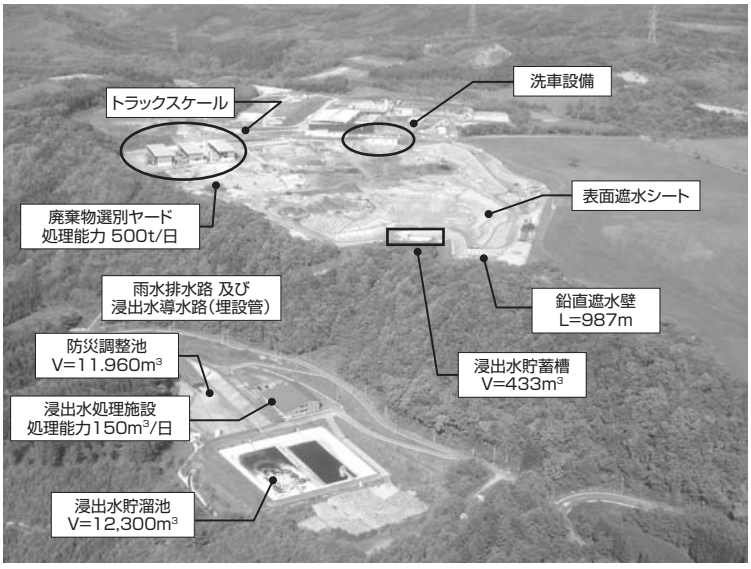


図2 不法投棄現場の現況

調整池（V=11,960m³）を含む）の設置・稼働

長期的対策として、浸出水処理施設（VOC処理＋凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜ろ過処理＋化学的分解（UV・O_3）処理＋活性炭吸着処理＋重金属キレート吸着処理、処理量150m³/日）を設置し、不法投棄現場内の浸出水・地下水を処理

④平成17年度～平成18年度

鉛直遮水壁の設置

平均深さ約20m、厚さ約50㎝、透水係数10^{-6}㎝/秒以下、長さ987mの遮水壁で不法投棄現場を囲い込み、難透水性岩盤に2.5m以上の根入れをして岩着させ、浸出水・地下水の漏水を防止

〔以上の対策による主な成果〕

●不法投棄現場内の浸出水・地下水は、標高の低い部分に集水され、浸出水処理施設で処理した上で自然環境に放流したため、不法投棄現場内の浸出水・地下水による周辺環境への影響は遮断された。

●周辺環境の水質は全て環境基準をクリアしている。

（図2 不法投棄現場の現況）

3. 廃棄物の撤去

① 平成16年度～平成18年度

一次撤去

撤去作業（掘削）に伴う地下水汚染の懸念のない遮水シート上の廃棄物等を撤去

②平成19年度～

本格撤去

不法投棄された全ての廃棄物を撤去

■ 廃棄物は既往調査結果に基づき、1,000m³（20m×20m×2.5m）のブロック毎に特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に仕分けした上で管理（ブロック管理）し、ベンチカット方式（標高の高いブロックから順次スライス式に掘削する方式）で掘削し、県内処理を基本として撤去

■ 加熱処理施設5箇所、埋立処分施設2箇所を確保（処理能力22万t～23万t/年）

■ 運搬は荷台密閉式の天蓋車を使用（現在、搬出台数は約100台/日）運搬車両の安全走行を担保・確認するため、定期的に県職員が運搬車両追走を実施

〔以上の対策による主な成果〕

●平成23年2月末現在、約73.9万t（全体の59%。運搬車両約64千台）の廃棄物を撤去した。

●平成23年2月末現在、約22,600m²（全体の27%）の地山が露出し、住民、報道機関等に公開の上地山確認し、土壌汚染の有無に係る分析結果を逐次蓄積した。

●汚泥状を呈する廃棄物の機械選別（粒径により3区分）技術が確立した。

●運行管理体制が確立し、運搬車両の安全走行マナーが向上した。

4. その他

①平成14年度～

排出事業者に対する責任追及

本件不法投棄事案に係る排出事業者(首都圏を中心とする約12,000社)に対して岩手県と分担してその責任を追及

②平成16年度～

風評被害対策制度の創設、環境学習等の実施、交通安全対策の実施

■ 風評による経済的被害を受けた場合の損失を補填するため限度額を30億円とする債務負担行為を設定

■ 次代を担う児童・生徒を対象とした現場見学会、撤去廃棄物を処理する施設の見学会、出前授業などの環境学習のほか、住民を対象とした現場見学会を実施

■ 交通事故防止や交通安全確保のため、歩道の整備、車道の拡幅等の工事を実施

〔以上の対策による主な成果〕

●排出事業者23社に対し行政処分（措置命令、納付命令）し、同20社からの費用拠出申出を受け入れた。これらの措置による金員受入額は、平成23年2月末現在、約4億4千万円となっている。

●県の取組に対する理解が促進され、環境保全に対する意識が向上した。

この間、県では、平成12年6月以降数次にわたり原因者に対し廃棄物撤去等を命じる措置命令を行ったが、措置命令を履行する見込がないと認められたため、平成14年11月から行政代執行による原状回復対策の実施に移行した。

平成16年1月には、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書についての環境大臣同意を得て、直ちに特定支障除去等事業に着手した。同実施計画書では、

①汚染拡散の防止を最優先とする

②廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする

との原状回復方針を掲げ、事業実施期間を平成15年度から平成24年度までの10年間、事業費を約434億円としている。平成19年3月には、同実施計画書の一部変更（掘削方法の変更（エリア毎の掘削→ベンチカット方式による掘削～硫化水素ガス検出への対応）、処理方法の拡大（加熱処理に埋立処分を追加））について環境大臣

の同意を得た。

平成20年2月には、本格撤去の実績に基づき残存廃棄物の単位重量を1.5t/m³に、廃棄物の全体重量を約99.9万tに見直した。

廃棄物の推計量の見直しと対応

平成22年3月、残存廃棄物量の推計により廃棄物量はそれまでの推計量を上回る可能性があるとの懸念が生じた。そのため、県では、廃棄物撤去の進捗や地山確認などで得られた新たな知見に基づき、速やかに廃棄物の量の推計と事業費の積算を行い、平成22年8月にその結果を公表した。その内容は、もともとの沢地形を垂直に掘り下げ、底面には巨大な穴を掘るなど地形を改変して不法投棄していたことなどにより、廃棄物の量が約84.1万m³（約124.5万t）とそれまでの推計量を約17万m³（約24.6万t）上回り、事業費も予定額を約62億円上回る約496億円というものである。（写真1 露出した地山の状況）

このことに伴い、廃棄物の撤去は予定していた平成24年度までに完了できない見通しとなったために、撤去計画を見直し、国に対して産廃特措法の延長とその枠組みの中での財政支援を要望しているところである。

不法投棄現場の環境再生

本県では、不法投棄現場（マイナス）を原状回復（ゼロ）するだけでなく、原状回復で培われた様々な経験や知恵を活用・継承（プラスの創出）すべく、平成22年3月に、全国に先駆けて、原状回復後の跡地利用を中心に跡地利用と一体で推進するソフト事業等の各種施策を青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画として取りまとめた。

同計画では、①自然再生、②地域の振興、③情報発信の3つの基本的方向の下、それぞれの施策の構想と県としての具体的な取組みを掲げており、原状回復の時期を睨みながら、試験植樹や地域振興策の掘り起こしなどの準備的な施策に着手している。

（図3 環境再生・現場イメージ図）

終わりに

以上述べてきた各種計画や各種対策については、有識者や住民代表で組織する県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（会長；古市徹北海道大学教授）での熱心な協議・検討を踏まえて策定し、実施してきた。同協議会委員を始め、住民、関係者各位の本件不法投棄事案への御理解・御協力に心から感謝申し上げたい。



写真1 露出した地山の状況

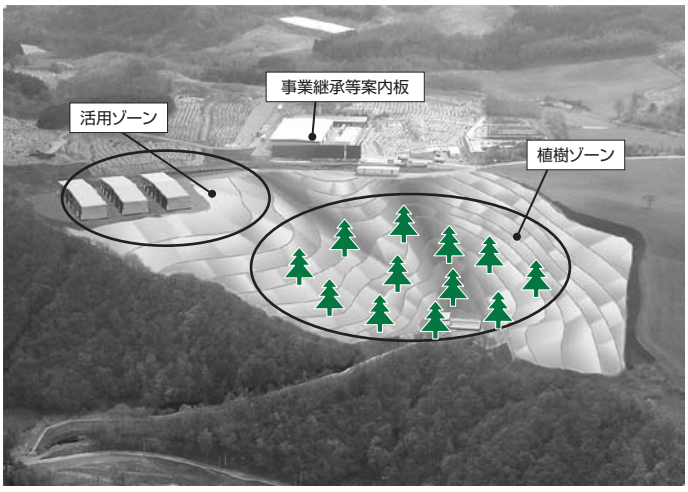


図3 環境再生・現場イメージ図

この記事に関する問合わせ先
青森県環境生活部県境再生対策室
TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081 e-mail kenkyo@pref.aomori.lg.jp